（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１００－８９８１

1　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館７１２

（ふりがな）　あくつゆきひこをささえるかい

2　政治団体の名称　阿久津幸彦を支える会

3　代表者の氏名　阿久津　幸彦

4　会計責任者の氏名　家藤　義人

5　平成　３０　年分

団体コード	0	0	4	0	1	3	2	9	2	0	0	1	1	0
前年繰越額	492，725 円													

事務担当者の氏名　家藤　義人

電話番号　03-3508-7190

受付	審査	確認
	／	
消込	パンチ	照合
済		

6075号
1.5.28
東京都選挙管理委員会
事務局

100020

資金管理団体の指定の有無

［レ］有　［　］無

公職の種類　衆議院議員（現）・候

資金管理団体の届出をした者の氏名　阿久津　幸彦

国会議員関係政治団体の区分

［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体

［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　阿久津　幸彦

公職の種類　衆議院議員（現）・候

（※）資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	*1,777,725*
（前年からの繰越額）	*492,725*
（本年の収入額）	*1,285,000*
支　出　総　額	*1,278,125*
翌年への繰越額	*499,600*

２　収入項目別金額の内訳

（1）　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	*0*
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	0人

（2）　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
（ア）個人からの寄附	*1,285,000*	
（うち特定寄附）	*0*	
（イ）法人その他の団体からの寄附	*0*	
（ウ）政治団体からの寄附	*0*	
小　計　（ア）＋（イ）＋（ウ）	*1,285,000*	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	*0*	
イ　政党匿名寄附	*0*	
合　計　（ア　＋　イ）	*1,285,000*	

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	①. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
阿久津　幸彦	*1,000,000*	30. 3. 29	東京都中央区晴海2-3-30-1810	衆議院議員	
この頁の小計	*1,000,000*				
その他の寄附	*285,000*				
合　計	*1,285,000*				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	*173,800*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*355,674*	
(4)　事務所費	*131,816*	
小計	*661,290*	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	*616,835*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*0*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣伝事業費	*0*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*0*	
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*0*	
(6)　その他の経費	*0*	
小計	*616,835*	
合計	*1,278,125*	

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（　備品費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
茶器代	*10,300*	30. 4. 2	(株)香蘭社	佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2295-3	
この頁の小計	*10,300*				
その他の支出	*5,022*				
合　計	*15,322*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分	備品・消耗品費（　消耗品費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
名刺・ゴム印代	*29,970*	30・1・25	(株)サンユー	中野区中央2－52－18	
複合機保守料	*12,294*	30・2・7	リコージャパン(株)	港区芝3-8-2　芝公園ファーストビル	
〃	*11,678*	30・10・22	〃	〃	
この頁の小計	*53,942*				
その他の支出	*62,366*				
合　　計	*116,308*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費（　定期購読料　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
新聞代	15,646	30・1・9	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	12,974	30・1・24	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	12,974	30・2・20	〃	〃	
〃	12,974	30・3・23	〃	〃	
〃	10,542	30・4・10	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	12,974	30・4・20	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	10,542	30・5・14	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	12,974	30・5・21	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	12,974	30・6・21	〃	〃	
〃	10,542	30・7・11	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	12,974	30・7・20	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	12,974	30・8・20	〃	〃	
〃	10,542	30・9・10	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	12,974	30・9・20	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	12,974	30・10・22	〃	〃	
この頁の小計	187,554				
その他の支出					
合　計					

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分	備品・消耗品費（　定期購読料費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
新聞代	*10,542*	30・11・12	(株)全販	千代田区一ツ橋2－6－8	
〃	*12,974*	30・11・20	丸の内新聞(株)	中央区日本橋本石町4－3－11	
〃	*12,974*	30・12・20	〃	〃	
この頁の小計	*36,490*				
その他の支出	*0*				
合　　計	*224,044*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分	事務所費（　賃借料　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
複合機リース代	*12,960*	30・2・26	リコーリース(株)	江東区東雲1－7－12	
〃	*12,960*	30・4・20	〃	〃	
〃	*12,960*	30・7・26	〃	〃	
この頁の小計	*38,880*				
その他の支出	*33,804*				
合　　計	*72,684*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分	事務所費（　通信費　）		
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
ＮＨＫ受信料	*13,015*	30・6・28	日本放送協会	渋谷区神南2－2－1	支出目的書
〃	*13,015*	30・12・26	〃	〃	〃
この頁の小計	*26,030*				
その他の支出	*23,102*				
合　計	*49,132*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その14）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項　目　別　区　分		事務所費（　事務管理費　）	
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備　考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*10,000*				
合　　計	*10,000*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	組織活動費（　行事・会議費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備　考
この頁の小計	*0*				
その他の支出	*7,217*				
合　　計	*7,217*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項　目　別　区　分	組織活動費（　旅費交通費　）		
支出の目的	金　　額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備　考
新幹線代	*21,160*	30・1・19	(株)JTB首都圏　国会内店	千代田区永田町2－2－1－B4F	
この頁の小計	*21,160*				
その他の支出	*305,180*				
合　　計	*326,340*				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（　渉外費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
年会費	50,000	30・1・11	国のかたち研究会	武蔵野市中町1－2－9－302	
会費	20,000	30・3・6	地方主権を確立する会	新宿区西早稲田2－20－10－201	
会費	20,000	30・3・13	21世紀政経フォーラム in 東京	千代田区永田町2－1－2－613	
会費	20,000	30・4・4	東京良友会	杉並区下井草5－10－23	
飲食代	30,000	30・6・7	酒・菜 おかず	港区赤坂2－12－18－1F	
飲食代	36,278	30・10・1	紀尾井町 山ぐち	千代田区麹町3－5－16－4F	
合宿参加費	20,000	30・10・2	国のかたち研究会	武蔵野市中町1－2－9－302	
会費	20,000	30・11・1	龍の風	港区南青山2－2－15－1301	
会費	20,000	30・11・29	都市政策研究会	さいたま市浦和区北浦和3-6-11-2F	

この頁の小計	236,278
その他の支出	47,000
合　計	283,278

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和元年５月２４日

政治団体の名称　阿久津幸彦を支える会

会計責任者の氏名　家藤　義人

代表者の氏名
（解散時のみ）

㊞

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

令和元年　5月　２３日

阿久津幸彦を支える会
代表　阿久津幸彦　殿

登録政治資金監査人　中村真一郎

登　録　番　号　第４４３９号
研修終了年月日　平成２５年８月３０日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、阿久津幸彦を支える会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、阿久津幸彦を支える会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

阿久津幸彦を支える会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。
また、阿久津幸彦を支える会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上